

労働者派遣法に基づくマージン率の公開

平成 24 年 10 月 1 日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣先から受け取る派遣料金に 占める派遣料金と労働者に支払う賃金の差額の割合(マージン率)の情報公開が派遣元事 業主に義務付けられました。(法第 23 条第 5 号)以下に、当社における情報提供項目を公開いたします。

令和 5 年度実績

派遣労働者の数	0 人 (令和 6 年 6 月 3 日現在)
派遣先の数	0 社
マージン率	0%
派遣料金の一人あたりの平均額	0 円(1 日あたり 8 時間換算)
派遣労働者の賃金の平均額	0 円(1 日あたり 8 時間換算)
教育訓練に関する事項	雇入れ時、職能別、階層別訓練
派遣労働者の待遇決定	労使協定の締結していない
その他事項	労災保険加入 ※就業条件により社会保険・雇用保険加入あり

訓練種別		対象労働者	訓練方法	費用負担	賃金支給
①	派遣先業務技能訓練	初めて派遣する者	OFF-JT	無償	有給
②	労働関係法令の基礎知識	派遣中の者	ON-JT	無償	有給
③	リーダーシップ研修	入社 4・5 年目の者	ON-JT	無償	有給

① 入職時 ② 職能別 ③ 階層別

有限会社マイスター
三重県鈴鹿市住吉 3 丁目 6 番 3 号
許可番号 派 24-300647